

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和5年2月14日 午後3時00分から午後5時00分まで
開催場所	飯塚市本庁5階 研修室1・2・3
出席委員	窪田委員、熊井委員、篠崎委員、高橋委員、田才委員、堤委員、野口委員、八田委員、元吉委員、丸野委員、森嶋委員、安永委員、吉田委員、渡邊委員
欠席委員	淵上委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森山）、同・課長補佐（松本） 同障がい者福祉係長（花村）、同・係員（東） 同障がい者自立支援係長（山野）、同・係員（松浦）
会議内容	<p>1. 開会 委員の一部交代について、飯塚市民生委員児童委員協議会の熊井 信子（くまい のぶこ）委員の後任として元吉 光雄（もとよし みつお）委員が就任した。</p> <p>2. 第4期飯塚市障がい者計画策定について (1) アンケート結果の報告（資料①） [事務局（サーベイリサーチセンターより説明） 資料①に基づき説明する。 [委員からの意見、質疑応答] （委 員） このアンケートの課題について、解決していく手段や方法はどのように考えているか。 （事務局） このアンケート結果を今後の計画へ反映し、現状と課題を落とし込む。そしてそれに向けた方策を明示していくという形になる。 （委 員） 災害の対策のところで、避難所がハザードマップ等に記載されているが、福祉避難所は載っていない。避難所は知っているが、福祉避難所を知らないという人が多いと思う。これについて意見をいただきたい。 （事務局） 市と協定を締結した福祉施設が福祉避難所としてある。契約を締結しているのが、高齢者施設が19の施設。障がいの施設が8施設あり、全部で27施設となっている。福祉避難所の入所対象者に関して、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な</p>

配慮を要する方と定義している。これまで福祉避難所を開設した実績はない。

福祉避難所利用の流れについて、基本的には災害発生時に市民の方はまず自分の安全を確保してくださいという形になり、一時的に避難所に避難していただく。その避難所において対応が難しいという場合に福祉避難所の方へ案内するという流れになっているが、今まで開設したことがないのが現状である。災害が起きた時にまずは近くの体育館や保健福祉総合センターなどの避難所に避難をしていただく形をとっているため、防災安全課が作成しているハザードマップには福祉避難所を明示していない。また、災害が発生したときに直接福祉避難所に避難できるような法の整備ができているが、実際の実務が伴っていないというのが現状で、ハザードマップには載せていないという形になっている。

(委員)

なぜ他の自治体に避難ができないのか。近隣の町に避難できないのか。また、障がい者が避難しやすい場所というのは高齢者も避難しやすい場所なのではないかと思う。

(委員)

避難所でトリアージする流れで、福祉避難所に避難するというのが発生した場合、なかなか福祉避難所から迎えに行くことができない。例えば大雨だったら交通路が遮断していけないなどが発生しないだろうかという不安があるため、その辺を知ってほしいと思う。

(事務局)

福祉避難所のテーマに関しては平成 29 年の障がい者施策推進協議会の中でも協議したことがある。各種計画の進捗管理の中で議論が交わされた。来年度以降の会議の中でテーマを設けて話をさせていただきたい。

(2) 障がい者団体ヒアリングの実施方法の承認 (資料②)

(3) 令和 5 年度飯塚市障がい者施策推進協議会スケジュール (資料②)

[事務局より説明]

資料②に基づき説明する。

(委員)

このアンケートの結果やヒアリングの件は、市民の方への透明性というのが大事かと思うが、市民の方々は公表という形で見ることが出来るのか。

(事務局)

まず計画書の作成をこの基礎調査資料をもとにして、この一部は内容的にも入ってくる形になると思う。計画ができた後にアンケートについては公表される。ヒアリング団体の調査についてはヒアリングをした団体等に確認をした上での公表になる可能性があるため検討する。

3 令和 5 年度からの放課後等デイサービスの取り扱いについて

[事務局説明]

資料③、④に基づき説明する。

[委員からの意見、質疑応答]

(委員)

対象者を小学校2年生と5年生にした意図はあるのか。

(事務局)

小学校2年生にした理由として、小学校1年生に上がったときの環境の変化によって不安定になる可能性があることと、対象者を特別支援学級または特別支援学校に就学している児童を除く普通学級に通学する小学生で設定しているため、対象者を1年生にした場合に4月や5月の早い時期の更新する対象者において医師の診断書等が間に合わない可能性があるため。5年生については療育手帳等の更新期間が1～3年で設定してあるため、2年生からの3年後で5年生としている。他に適切な時期があれば意見をいただき参考とさせていただきたい。

(委員)

提出書類について、医師の診断書、あるいは診療情報提供書あるいは意見書というように、3つを揃えるのではなくてどれか一つあればいいか。

(事務局)

はい

(委員)

令和5年度は、4月以降はまず診断書等の提出が必要になりますということと、診断書等を準備する期間として案内を行って、実際の診断書等の提出は令和6年度からということによいか

(事務局)

はい。ただし令和6年4月や5月が更新時期になっている利用者については令和5年度の3月頃の提出になることも考えられる。令和5年度は対象となり得る利用者の保護者の方に対して周知を行い、令和6年度の更新までにその診断書等を準備してもらおうという形で制度設計を考えている。

(委員)

取組自体は理解でき、とてもいいと思う。診断書等の提出の対象外とする条件として特別支援学級があるが、特別支援学級にもいろいろなクラスがある。その中でも自閉症・情緒クラスに該当する児童については、周りの環境で良くなったり悪くなったり、年齢とともに成長があるので、その辺をちゃんと観察していくという意味も含めて診断書提出の対象外としないほうがよいのではないか。普通学級に進学する小学生の方たちと混じって一緒に診断を受けることによって、もっと適正なサービスに繋がるような形にしてはどうか。

(委員)

恐らく今の課題として、保育園の時代に診断書をもって申請しておけば小学校にあがってもずっとサービスを使えるというようになっている。その結果、本当に療育が必要ではないと思われる方が利用している現状があ

	<p> ると思う。本当は一般の学童で過ごせる子どもも、放課後等デイサービスには送迎もあり、お金もかからない、子どもも楽しんでいるという本来の療育という目的とは違う利用がされているケースがたくさんあると思う。それを適正化できる取組だと認識している。特別支援学級の自閉症・情緒クラスにおいても、専門職の方もいる就学指導委員会で判定が下されており、IQの検査や発達検査の結果を踏まえての判定がされていると思われるため、診断書提出の対象外から外さなくてもよいかと思う。まずはこの飯塚市が提案している条件で運用してみて、今後見直す必要性がでてくれば柔軟に対応するというのではいかがか。 (事務局) 2つの意見があったため、参考にして次回の5月の協議で報告をさせていただく。 (委員) 今回は必要書類の提出についてという放課後等デイサービスを利用することが適正かどうかを確認する内容だと思うが、放課後等デイサービスの支給量の在り方についても、各市町村で検討がされているため、そこも踏まえて検討いただきたい。 (事務局) 障がい者も児も含めたところの一体的な福祉サービスの量も含めて検討していきたい。その提案についても本協議会で意見をいただきたいと考えている。 </p>						
会議資料	会議次第 【資料①】 アンケート結果報告書 【資料②】 ヒアリング概要と団体一覧及びヒアリングシート 令和5年度障がい者施策推進協議会日程 【資料③、④】 放課後等デイサービスの更新に係る必要書類の提出について						
公開・非公開の別	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">公開</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">一部公開</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">非公開</td> </tr> </table> (傍聴者1人)	1	公開	2	一部公開	3	非公開
1	公開	2	一部公開	3	非公開		
その他							